

帯広市議会における議会基本条例の制定と 議会改革の取組みについて

< 目 次 >

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 議会基本条例の制定経過と概要 | 1 |
| (1) | 制定経過 | 1 |
| (2) | 条例の概要 | 2 |
| 2 | 議会基本条例に基づく取組みの概要 | 4 |
| (1) | 議会及び議員の活動原則（第2章関係） | 4 |
| (2) | 市民と議会との関係（第3章関係） | 5 |
| (3) | 市長等と議会との関係（第4章関係） | 8 |
| (4) | 委員会の活動（第5章関係） | 9 |
| (5) | 政務活動費（第6章関係） | 10 |
| (6) | 議会及び事務局の組織体制整備（第7章関係） | 11 |
| (7) | 議員の政治倫理、定数及び議員報酬等（第8章関係） | 12 |
| (8) | 最高規範性（第9章） | 14 |

1 議会基本条例の制定経過と概要

(1) 制定経過

(帯広市議会の現状と課題の確認)

第19次の帯広市議会がスタートした平成19年、地方分権の進展等、地方議会を取り巻く環境の変化に対応した議会運営に取り組むため、議会運営委員会（検討会）において、議会基本条例の制定を視野に、議会の活性化に向けた取り組みについて、任期4年間で継続的、計画的に検討、実践していくことを決定した。

①行動・提案する議会、②開かれたわかりやすい議会を検討の基本方向に定め、これに従い37の検討項目を設定、最初の2年間は改革の実践、3年目は条例制定、4年目は条例の運用・検証を行うという、いわゆる「改革先行型」の条例制定に取り組むこととした。

(条例検討の流れ)

| 平成21年度 | | |
|--------|--|--------------------|
| 1 | 議会運営委員会検討会 第1回～第6回 (平成21年6月2日～平成21年9月17日) | 条例案の検討 |
| 2 | 議会運営委員長中間報告（本会議） (平成21年9月24日) | 条例原案の報告 |
| 3 | 議会運営委員会検討会 第7回 (平成21年10月16日) | パブリックコメント 実施要領 |
| 4 | 市民説明会 (平成21年11月7日～11月21日) | |
| 5 | 議会運営委員会検討会 第8回 (平成21年11月27日) | 市民説明会の開催結果報告 |
| 6 | パブリックコメント (平成21年11月4日～12月3日) | |
| 7 | 議会運営委員会検討会 第9回 (平成22年1月27日) | パブリックコメント 対応協議 |
| 8 | 都市行政調査 (平成22年1月31日～2月2日) | |
| 9 | 議会運営委員会検討会 第10回 (平成22年2月25日) | 市民意見対応協議、 条例案決定 |
| 10 | 議会運営委員長報告（本会議） (平成22年3月1日) | 条例議決 |
| 11 | 条例施行 (平成22年4月1日) | |

(2) 条例の概要

(議会基本条例の制定の趣旨)

これまでの議会改革の取組みを将来にわたって市民に約束し、地方分権に対応しながら、今後も議会に期待される役割を発揮していくため、議会・議員の活動原則や、市民と議会との関係、市長等と議会との関係など、基本的な事項を市民への誓約として定める議会の最高規範として制定した。

<議会基本条例 前文>

日本国憲法は地方自治を規定し、その本旨を受けた地方自治法によって、地方公共団体の責務を「住民の福祉の増進を図ること」と定めています。

地方のことは地方で決定し、地方が担っていくという地方分権の時代を迎えています。

市長とともに市民の代表である議員・議会には、市長等の執行機関と緊張関係を保ちながら、市の意思を決定し、行政執行を監視、評価する議事機関としての役割と責務に加えて、市民の意見を反映した政策提案機能の充実が求められています。

そのためには、公正かつ透明で、市民にわかりやすい、開かれた議会運営のもとに、市民への情報の提供と共有化を図ることが何よりも重要です。

その上で、議員が活発に議論を交わして結論を出し、その議論の中で、市政の問題点を広く市民に明らかにして、自治への関心を喚起し、その理解と参加を得ていくことが必要です。

帯広市議会は、昭和8年6月1日の発足以来、議会の歴史の上に立って、独自性、自立性を発揮し、議会改革に努め、市民の福祉の向上を最大の使命として議論を重ねてきました。

私たち市議会議員は、市民の声を真摯に受け止め、期待される役割を発揮できるよう研さん努力し、さらなる改革を進めて、市民の負託に答えていかなければなりません。

ここに、帯広市議会は、住民自治の主権者である市民への誓約として、議会、議員の活動原則並びに議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定します。

＜各条文の構成＞

| 第1章 目的 | | |
|---|--|--|
| 議会及び議員に係る基本的事項を定め、市民参加による豊かなまちづくりの実現に寄与する | | |
| 第2章 議会及び議員の活動原則 | | |
| 議会の活動原則 | 議員の活動原則 | 会派 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○公正性、透明性の確保 ○市政に対する評価・監視・政策立案・政策提言機能の充実強化 ○多様な市民意見、専門的知見を市政に反映 ○市民の傍聴、参加の意欲の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民全体の福祉増進を目指す ○市政課題・市民意見の把握、自己の資質向上に努める ○議員間の自由な討議を重んじる | <ul style="list-style-type: none"> ○議員は会派を結成することができる |
| 第3章 市民と議会との関係 | | |
| 市民参加及び市民との連携 | | 議会広報の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○積極的な情報公開 ○委員会の公開 ○市民の専門的・政策的識見等を討議に反映 ○請願・陳情を市民による政策提案として位置付け ○市民との意見交換の場の設置 | | <ul style="list-style-type: none"> ○多様な議会広報活動 |
| 第4章 市長等と議会との関係 | | |
| 緊張関係の保持 | 議会への重要政策等の説明 | 法96②の議決事件 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○市長・議会は相互に緊張関係を保持 ○論点・争点を明確にした質疑応答（一問一答方式等） ○市長等は反問することができる | <ul style="list-style-type: none"> ○重要政策は論点、争点の明確化、執行後の政策評価に資する審議 | <ul style="list-style-type: none"> ○議会の議決すべき事件の追加を積極的に活用 |
| 第5章 委員会の活動 | | |
| 委員会中心主義 | 討議による合意形成 | 委員会の適切な運営 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○委員会中心主義による議会の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○委員相互間の自由な討議と合意形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○委員の資質向上、政策の充実のため独自に調査研究 ○市民との懇談会等の実施 ○市民に対し分かりやすい議論 |
| 第6章 政務活動費 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○政務活動費の適正な執行 ○政務活動費の透明性の確保（収支報告書の証拠書類の公開） | | |
| 第7章 議会及び事務局の組織体制整備 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○議員の資質向上を目指した議員研修の充実強化 ○他の地方公共団体の事例等の調査研究 | | |
| 第8章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬等 | | |
| 議員の政治倫理 | 議員定数 | 議員報酬等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努める ○市民の疑惑を招くことのないよう行動 | <ul style="list-style-type: none"> ○行財政改革の視点を含め、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮 ○人口、面積、財政力、市の事業課題、類似市等との比較とともに、多様な市民意思を反映し、活発な議論ができるよう総合的に決定 | <ul style="list-style-type: none"> ○あり方を含めた適時の見直し ○帯広市特別職報酬等審議会の意見参照 |
| 第9章 最高規範性及び見直し手続き | | |
| 最高規範性 | 見直し手続き | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○議会基本条例は議会の最高規範 ○議会に関する条例、規則等はこの条例の趣旨を尊重し整合を図る ○議員に条例の理念を浸透 | <ul style="list-style-type: none"> ○議会基本条例の目的の達成状況を検証、条例の改正を含む適切な措置を講ずる ○改正する場合には、理由や背景を詳しく説明する | |

2 議会基本条例に基づく取組みの概要

(1) 議会及び議員の活動原則（第2章関係）

① 議会の活動原則

○ 議員政策研究会（平成29年3月1日発足）

議会として更なる政策提言機能の充実・強化を図るため、政策提案活動を専門に行う組織を設置した。

| | | |
|------|--|------------------------|
| 名称 | 議員政策研究会 | |
| 位置づけ | 任意の会議体 | |
| 所掌事項 | <ul style="list-style-type: none"> 政策的な条例案の策定に関すること 市長に対する政策提言に関すること | |
| 枠組み | | 構成メンバー |
| | 全体会議 | 全議員 |
| | 役員会議 | 正副議長、各会派の代表者1名 |
| | 検討チーム | 12人の議員（※） |
| | | 主な役割 |
| | | 全議員の情報共有の場 |
| | | 政策課題の選定、検討チームメンバーの決定の場 |
| | | 政策課題を具体的に調査研究する場 |
| | ※ 原則12名とし、予算・決算審査特別委員会における会派按分を基準に割り振るものとし、任期は政策課題の調査研究終了時までとする。 | |
| その他 | その他運営に必要な事項は、議員政策研究会設置要綱により運用する。 | |

（これまでの取組み）

- ・ 帯広市がん対策推進条例の制定（平成30年12月18日）

○ 議会における幼児の一時預かり等の実施（平成25年度～）

子育て世代が傍聴しやすい環境整備をすすめ、市民の傍聴を促進するため、平成25年度から幼児の一時預かりを開始した。なお、児童については、12月定例会から傍聴席で傍聴できるよう傍聴規則を改正した。

○ 議場における手話通訳の実施（平成26年度～）

聴覚に障害がある人が議会を傍聴できるよう、利用者が「帯広市手話通訳派遣事業」を傍聴で利用するにあたり、議会事務局においても受付を行うほか、傍聴対象の議員は可能な限り事前に発言要旨を文書で提供するなど、議会として協力していくこととした。

○ 帯広市議会傍聴規則の見直し（平成 30 年 3 月 1 日改正）

開かれた議会を更に進めるため、現状の運用や時代の変化などを考慮し、次のとおり傍聴規則の見直しを行った。

- ・ 傍聴手続きの廃止（傍聴人受付票を廃止）
- ・ 傍聴人の遵守事項の変更（服装、離席等の削除、携帯電話等の取扱いの追加）
- ・ 表現方法の変更（映画→動画）

○ 大規模災害時における帯広市議会の対応指針等の整備（平成 31 年 3 月 1 日）

大規模災害時における帯広市議会の対応指針及び帯広市議会議員の行動マニュアルを策定するとともに、議員の安否確認や災害関連情報等の提供において、容易に情報伝達が行えるよう帯広市議会防災LINEを構築した。

(2) 市民と議会との関係（第 3 章関係）

① 市民参加及び市民との連携

○ インターネット中継の導入（平成 22 年度～）

導入当初は、本会議、常任委員会、特別委員会等を 2 台のカメラで撮影し、生中継・録画配信の業務を委託していたが、平成 27 年から、議場等における音響設備の更新に伴い、撮影については議会事務局職員が行い、インターネット配信業務のみ委託している。
なお、配信映像は、スマートフォンやタブレット端末でも視聴可能となっている。

○ 議会運営委員会の庁内放送の実施（平成 24 年度～）

議会運営委員会検討会の庁内放送を開始した。

○ 市民意見交換会の開催（平成 22 年度～）

議会が有している情報を市民に積極的に公開し、説明責任を十分に果たすとともに、市民の意見・要望を広く聴き、議会内での議論、政策形成に反映させるため、「市民意見交換会」を開催している。

意見交換会のうち、「地域意見交換会」については、誰もが自由に議会に対して意見・要望を述べる機会としてコミュニティセンター等で、「お出かけ意見交換会」については、広く様々な層の市民から意見を聴取するため、高齢者、女性、若者など一定の層が集まる団体・グループの会合等に赴いて開催している。

寄せられた意見・提言は、報告書にまとめ、全議員で共有するとともに、ホームページに掲載し公表している。

なお、議会に係わる市民の意見、提言のうち、その場で回答できないものは、議会運営委員会で取扱いを検討し、対応方針を決定することとしている。

意見交換会の実施体制（基本）

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 地域意見交換会（8人） | お出かけ意見交換会（10人） |
| 議長 または 副議長 | 議長 及び 副議長 |
| 議会運営委員長 または 副委員長 | 議会運営委員長 及び 副委員長 |
| 議会運営委員（司会） | |
| 一般議員（5人） ※全議員に均等に割当て | |

開催結果

| | 地域意見交換会 | お出かけ意見交換会 |
|-----|-----------------------------|---|
| H22 | 10会場 計165人 | — |
| H23 | 10会場 計89人 | — |
| H24 | 10会場 計164人 ※テーマ：議員定数のあり方 | — |
| H25 | 5会場 計47人 | 帯広市女性学級さくら 21人 帯広ローターアクトクラブ 9人 |
| H26 | 5会場 計63人 | 帯広市PTA連合会母親委員会 34人 帯広畜産大学の学生 16人 |
| H27 | 5会場 計56人 | 帯広市川西農業協同組合女性部 9人 市内高等学校の生徒 38人 |
| H28 | 5会場 計50人 | 帯広大正農業協同組合女性部 フレッシュミズ 10人 市内高等学校の生徒 26人 |
| H29 | 5会場 計62人 | 帯広市PTA連合会 10人 市内高等学校の生徒 19人 |
| H30 | 5会場 計40人 | 帯広コア専門学校の生徒 28人 |

○ 表決態度の公表（平成23年度～）

平成24年3月定例会から議員個々の表決態度の公表を開始。（ホームページ、議会だよりに掲載）

| 意味 | 表決態度の表示定義 |
|-------|---------------------------------------|
| ○（賛成） | ・起立等採決時に起立（挙手）した者 ・簡易採決時に異議を申し出ない者 |
| ×（反対） | ・起立等採決時の着席者 |
| 欠席 | ・採決日の欠席・早退・遅刻届けを提出し、採決時に不在の者 |
| 除斥 | ・地方自治法第117条の規定により除斥されている者 |
| 退席 | ・欠席、除斥に該当しない者で、採決時に議場から退席している者 |
| 議長 | ・議長の職務を行った者 |

○ 市民の専門的、政策的識見等の反映

各常任委員会で各分野の専門家を招いた懇談会を開催。

○ 請願・陳情提案者の意見を聴く機会の確保

請願・陳情を付託先の委員会で審査する際に、初回の委員会において陳情提出者を参考人として招致、陳情趣旨の説明を受け質疑を行っている。

○ 陳情提出者への参考人としての出席意思の確認方法の整理（平成 23 年度～）

複数の請願・陳情を代表者がまとめて持参した場合においては、原則として代表者を通じて提出者の出席意思を確認する。

委員長は、出席意思がある者全てを参考人として出席依頼する。

○ インターネットで議会中継を見られない市民への対応（平成 26 年度～）

インターネットで議会中継を見られる環境がない市民のために、公共施設（帯広市図書館、市庁舎 3 階コミュニティルーム、藤丸百貨店 8 階 市民活動交流センター）のパソコンで議会中継を見られることを広く市民に周知するとともに、一部施設の動画視聴制限を解除することとした。

○ 政務活動費の使途基準の見直し（平成 24 年度～）

一定の条件のもとで都市行政調査と政務活動費との併用を認めることとした。

1 公務出張は、同一行動を原則としながら次の 3 点をすべて満たすものについては、政務活動費による併用を認める。

(1) 政務活動を行う時期、案件、訪問する地域により併用が必要と認められる場合

(2) 併用により当該旅程にかかる経費の節減が図れる場合

(3) 公務出張と政務活動の日程が連続している場合

2 公務分と政務活動による視察分を、時間、場所、経費において重複することなく明確に区分する。

3 公務出張の同一行程に合流する時点まで、離脱した時点からの費用において、公費の支出がない部分については、政務活動費で支出することができる。

② 議会広報の充実

○ 議会だよりの発行（平成 25 年度～）

平成 25 年 3 月定例会分から年 4 回、定例会ごとに議会だよりを発行することとした。

○ ホームページの充実

平成 15 年度 議会からのご挨拶、議会のしくみ、議員名簿、議会日程、質問通告、議決結果、請願・陳情の提出方法、傍聴案内、会議録を掲載。

平成 16 年度 議長交際費の支出状況を追加。

平成 19 年度 委員会開催状況、市議会事務報告、市議会開催状況等、本会議及び委員会開催状況調、本会議開催状況及び提案件数、議決結果一覧表、議員提出案件（会議案・意見書案・決議案）を追加。

平成 23 年度 各常任委員会・特別委員会に提出された資料、表決態度、用語解説を掲載した。会議録検索システムにおいて予算・決算特別委員会に費目別のインデックスを追加。

平成 26 年度 インターネット中継等のバナーの項目充実・配置見直し、トップページの掲載情報の分類を見直し。

(3) 市長等と議会との関係（第 4 章関係）

① 緊張関係の保持

○ 一問一答方式の導入（平成 19 年度～）

一般質問において一括方式との選択制による一問一答方式を導入。質問時間は答弁含め 1 人 60 分で質問回数の制限なし（導入当初は一人 70 分）。

○ 反問権の付与（平成 22 年度～）

本会議及び委員会において市長等に反問権を付与。なお、反問の範囲は、議員の質問や質疑に答弁するため、発言の趣旨や不明部分を明確にするための確認とすることとした。

② 議会への重要政策等の説明

○ 議会への重要政策等の説明（平成 22 年度～）

議案として提案された案件（提案が想定されるものを含む）のうち、特別委員会（予算審査特別委員会、決算審査特別委員会及び議案審査特別委員会を除く。）が設置された案件、常任委員会に付託された案件、その他議会が重要と判断した案件については、それぞれの委員会において、以下に関する資料を提出するよう求めることとした。

（資料要求する項目）

- (1) 政策提案の根拠
- (2) 提案に至るまでに検討した他の政策の是非を含めたその経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算と政策効果

（資料要求の実績）

帯広市手数料条例等の一部改正（平成 23 年 7 月 19 日 総務文教委員会）

帯広市水道事業給水条例の一部改正（平成 23 年 10 月 17 日 建設委員会）

③ 地方自治法第 96 条第 2 項の議決事件

○ 議会の議決すべき事件への総合計画の追加（平成 24 年度～）

地方自治法の改正により、基本構想の策定義務とともに議決要件が廃止されたことに伴い、基本構想の策定、変更、廃止について、議会の議決すべき事件に追加した。

（帯広市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 18 年条例第 1 号））

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- （1） 帯広市まちづくり基本条例（平成 18 年条例第 30 号）第 15 号第 1 項の総合計画に係るまちづくりの基本方向などを示す構想を定め、変更し、又は廃止すること。
- （2） 都市宣言に関すること。
- （3） 姉妹及び友好都市の提携に関すること。
- （4） 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。

(4) 委員会の活動（第 5 章関係）

① 委員会の適切な運営

○ 調査研究項目の設定・実施（平成 21 年度～）

常任委員会では従来、「重点調査項目」を設け継続的に所管事務調査を行っていたが、この調査は行政監視機能を果たしていくことを中心とした調査とし、新たに政策提案機能を果たしていくため、「調査研究項目」を設け、委員会による政策提案の取組みを行っている。取りまとめた内容は、本会議に報告している。

| 調査期間 (年度) | 常任委員会 | テーマ |
|--------------|---------|-------------------------|
| H21-22 | 総務文教委員会 | 市民参加と市民協働の推進について |
| | 厚生委員会 | エネルギーの地産地消について |
| | 産業経済委員会 | 地域力を生かした活力ある地域産業の形成について |
| | 建設委員会 | 住宅政策に関する決議について |
| H23-24 | 総務文教委員会 | 災害対策について |
| | 厚生委員会 | 地域包括ケアの推進に関する決議 |
| | 産業経済委員会 | 地元企業への支援・育成策について |
| | 建設委員会 | 緑化政策と公園整備に関する決議 |
| H25-26 | 総務文教委員会 | スポーツ推進計画の策定について |
| | 厚生委員会 | 子ども・子育て支援のあり方について |
| | 産業経済委員会 | 観光の振興について |
| | 建設委員会 | 空き家対策について |
| H27-28 | 総務委員会 | 地域コミュニティのあり方と活性化について |
| | 厚生委員会 | がん対策について |
| | 産業経済委員会 | 市の公共交通政策について |
| | 建設文教委員会 | コンパクトなまちづくりの実現に向けて |

| | | |
|--------|---------|-----------------------|
| H29-30 | 総務委員会 | 効果的・効率的な業務執行体制の実現に向けて |
| | 厚生委員会 | ごみの収集について |
| | 産業経済委員会 | とちち帯広空港の活性化について |
| | 建設文教委員会 | 除雪対策について |

○ 所管事項の見直し（平成 27 年度～）

教育委員会の所管に属する事項を、これまでの総務文教委員会から建設委員会に移行した。このことに伴い、常任委員会の名称を「総務文教委員会」を「総務委員会」に、「建設委員会」を「建設文教委員会」に変更した。

○ 委員会定数の見直し（平成 27 年度～）

議員定数の削減に伴い、委員会定数を次のとおり変更した。

| 委員会 | 変更後 | 変更前 |
|--------------------|------|------|
| 総務委員会 | 8 人 | 8 人 |
| 厚生委員会 | 7 人 | 8 人 |
| 産業経済委員会 | 7 人 | 8 人 |
| 建設文教委員会 | 7 人 | 8 人 |
| 予算、決算、議案審査特別委員会（※） | 12 人 | 13 人 |
| 資格審査特別委員会、懲罰特別委員会 | 13 人 | 14 人 |

（※） 1 日限りの議案審査特別委員会については、11 人

② 討議による合意形成

○ 委員間討議による合意形成（平成 20 年度～）

特別委員会における議論のまとめ、各常任委員会の調査研究項目の議論において実施。

・ 新総合計画特別委員会

平成 21 年、計画素案に対する議論のまとめ、原原案に対する議論のまとめで実施。

・ 新学校給食調理場調査特別委員会

平成 22 年、委員会中間報告のまとめに向けて実施

・ 各常任委員会

平成 22 年から調査研究項目の議論において実施

○ 委員会における一問一答方式の導入（平成 24 年度～）

市民にとって分かりやすい委員会論議を行うため、委員会における質疑は、一問一答方式により行うことができることとした。

(5) 政務活動費（第 6 章関係）

① 政務活動費の交付、適正な執行及び透明性の確保

○ ホームページに収支報告書を掲載（平成 21 年度～）

平成 20 年度分の政務調査費（現：政務活動費）から、収支報告書をホームページ及び行政推進室において閲覧できるようにした。

○ 政務活動費に係る情報公開の推進（平成 24 年度～）

平成 23 年度分の政務調査費（現：政務活動費）から、支出内容を確認できる書類（支払調書、領収証）の写しを議会図書室において申し出により閲覧できるようにした。

○ 政務活動費領収書等のインターネット公開（平成 30 年度～）

平成 29 年度交付分から収支報告書、支払調書、領収書、調査・研修報告書、現金出納簿をインターネットで公開することとした。

なお、公開にあたっては、必要な箇所の塗りつぶしを行い、法人・個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう取り扱うものとしている。

(6) 議会及び事務局の組織体制整備（第 7 章関係）

① 議員研修の充実強化

○ 議員研修会の開催（平成 22 年度～）

議員の資質向上を図るため、講師を招き全議員を対象した研修会を開催している。

平成 22 年度 東京財団 研究員 中尾 修 氏

全国に広がる地方議会改革 ～議会基本条例から考える～

平成 23 年度 北海道大学公共政策大学院副院長 山崎 幹根 氏

これからの議会に求められる役割～議員活動と議員定数のあり方～

平成 24 年度 東京大学公共政策大学院教授 金井 利之 氏

議会が変わる！～地方分権の動向や議会における政策形成のあり方～

平成 25 年度 全国市議会議長会 法制参事 廣瀬 和彦 氏

（明治大学政治経済学部講師、明治大学公共政策大学院講師）

議会を活性化！～委員会中心主義と常任委員会のあり方～

平成 26 年度 明治大学政治経済学部 教授 牛山 久仁彦 氏

「政策立案する議会～提言への委員会質疑と委員間討議のあり方～」

平成 27 年度 三重県地方自治研究センター 上席研究員 高沖 秀宣 氏

「地方分権時代における議会の役割と可能性」

～審議能力の向上と政策形成機能の強化～

平成 28 年度 麗澤大学地域連携センター 客員研究員 松野 豊 氏

「議会改革をもう一步進める秘訣」

平成 29 年度 よつばの会 代表 原 千晶 氏

「大切にしたい自分の体 ～2度の子宮がんを経験して～」

平成 30 年度 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 教授 鍵屋 一 氏

「災害時における議会・議員の役割について」

(7) 議員の政治倫理、定数及び議員報酬等（第8章関係）

① 議員定数

○ 議員定数のあり方（平成24年度）

議員定数については、議会基本条例において総合的な観点から検討することが規定されており、これまで実施してきた市民意見交換会等でも様々な意見が寄せられていたことから、帯広市議会における議員定数の基準となる考え方やあるべき議員定数をまとめることを目指し、議会運営委員会において、平成23年9月から検討をすすめてきた。

委員会では、議会・議員が果たす役割と定数の関係、人口・面積・財政力・市の事業課題との関係、他市との関係、多様な市民意思の反映、活発な議論を行うために必要な定数等の観点から検討をすすめ、平成24年5月には、「帯広市議会議員の活動内容・範囲」を、平成24年8月には「現時点での議員定数の考え方」をまとめてきた。

これをもとに開催した市民意見交換会では、市民から「議会基本条例に基づいて考えるべき」、「類似団体との比較で考えるべき」、「現在の定数を維持すべき」、「議会として一層の削減努力をすべき」、「定数を増やすべき」、「より一層、市民のための議員活動をすべき」、「議員の活動をもっと市民に知らせるべき」等、議員定数に対する様々な意見が寄せられた。

議会運営委員会では、こうした市民意見を踏まえながら更に検討をすすめ、平成25年2月26日の委員会で、起立による採決を行った結果、当面の議員定数を29人とする委員会報告書と帯広市議会議員定数条例の一部を改正する議案の提出を決定、平成25年3月1日の本会議で可決された。

議会運営委員会報告書（要旨）

- 帯広市議会における議員定数の考え方
 - (1) 帯広市議会基本条例に基づき考える必要がある
 - (2) 類似団体との関係から導き出された値を参考に考える必要がある
 - (3) 行財政改革の視点を踏まえ、さらなる削減努力とともにその影響を最小限にとどめる必要がある
 - (4) 人口を基本に議員定数を考える必要がある
 - (5) 現時点では4つの常任委員会を維持し、最低でも1常任委員会7人、議会全体で28人の議員定数を確保する必要がある
- 次の一般選挙から適用すべき議員定数
 - こうした行財政改革の必要性や議員一人ひとりの一層の努力、多様な民意の反映、議会論議への影響を総合的に勘案し、当面の議員定数を人口6千人に議員一人、29人とするものである。

② 議員報酬等

○ 会議に出席する際の費用弁償を廃止（平成 19 年度）

議員が議会の会議若しくは委員会の招集に応じ、またはそれらの会議に出席した際の費用弁償 4,000 円を廃止した。

○ 議員報酬のあり方

（平成 25 年度）

市長が特別職の給料のあり方について特別職報酬等審議会に諮問することを決めたことから、議会は各派代表者会議の協議を経て議員報酬についても諮問するよう市長に申し入れた。

審議会からは、議員報酬は幅広い年代層が議員として活動できる環境を整える面からも適切な水準の確保が必要であること、地方分権の進展に伴う議員の活動増加や議員定数の削減により議員一人当たりの活動量が相対的に増加することなどを踏まえ、引き上げの選択肢もあり得るが道内他都市との比較や市民理解の視点を考慮し、現行水準（議長 58 万円、副議長 51 万円、議員 47 万円）の維持が適当との答申を受けた。

この答申を受け、各派代表者会議において現行どおりとすることを確認した。

（平成 29 年度）

市長が特別職の給料のあり方について特別職報酬等審議会に諮問することを決めたことから、議会は各派代表者会議の協議を経て議員報酬についても諮問するよう市長に申し入れた。

審議会からは、議員定数削減により、議員一人当たりの活動量が相対的に増加している状況にあるが、市長と比較すると議員一人ひとりの活動が市民には「よく見えない」ため、評価しにくいとの指摘があった。

また、専業で議員活動をしている議員が多いことや、他の地方公共団体では議員のなり手が不足している実態を踏まえ、議員報酬は生活給として捉えるべきか否かについても、双方の意見が出された。

現行の水準を引き下げざるべきとの意見も出されたものの、現状における議員の役割を踏まえ、また、今後、政策提言機能の充実など新たな取組みも想定される中、現行水準（議長 58 万円、副議長 51 万円、議員 47 万円）の維持が適当との答申を受けた。

この答申を受け、各派代表者会議において現行どおりとすることを確認した。

○ 長期欠席議員にかかる議員報酬等の減額措置（平成 30 年 1 月 1 日施行）

議員が疾病治療に専念する場合など、議会活動を長期にわたり欠席する場合の議員報酬について、一定の条件のもとで減額措置を講じるため、「帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 32 年条例第 22 号）」を一部改正した。

（改正内容）

次の事由以外の事由により、議会の会議等を連続して欠席し、当該欠席期間が 1 年を超えた場合、1 年を超えた日の属する月の翌月から議会の会議等に出席した日の属する前月までの議員報酬の月額は 100 分の 70 を乗じて得た額とする。

－除外事由－

- (1) 帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 25 号）第 3 条第 2 項の規定により議長が公務又は通勤により生じたと認定した災害
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。

（8） 最高規範性（第 9 章）

① 最高規範性

○ 議会基本条例の議員研修（平成 24 年度～）

議会基本条例制定以降に初当選をした議員に対し、本条例の理念を浸透させるために開催した。

② 見直し手続

○ 議会基本条例の点検（平成 27 年度）

議会基本条例制定から 5 年が経過したこともあり、これまでの取組みに対する評価や課題、今後の取組みの方向性と条文改正の必要性について点検を実施した。

点検の結果、議会基本条例に基づく取組みについては、様々な課題があるものの、現時点で、条例改正の必要はないと確認した。